

【レポート】

性別、国籍、年齢を問わず、この世に生きるすべての人は「人間らしく生きる権利」を持っているが、今もなお、差別意識は存在し続けている。大分市職員労働組合（以下、「市職労」という）はあらゆる差別の撤廃に向けて、人権擁護を運動の柱としてさまざまな取り組みを行っている。その取り組みを振り返るなかで、今後に向けた取り組みを考察する。

市職労の人権擁護にむけた取り組みの考察

— 労働組合と人権 —

大分県本部／大分市職員労働組合・自治研「人権・文化部会」

1. はじめに

市職労の上部組織である全日本自治団体労働組合（以下、「自治労」という）が産別加入している、日本の労働組合のナショナルセンター「日本労働組合総連合会（以下、「連合」という）」は、人権擁護を主な活動のひとつとしている。

連合「人権を守る（差別撤廃・拉致問題）」

（出典：連合ホームページ）

- あらゆる差別をなくし、人権を守るために
もしあなたが、差別などいわれのない理由で今の生活を突然奪われてしまったら……。現在、日本には、不当な差別、拉致問題、えん罪事件などの人権侵害や、就職差別などの問題が根深く残っています。連合はこれらの問題に焦点をあて、人権政策の推進や人権教育・啓発などの運動に取り組むとともに、人権侵害の救済をはかる機関、法の整備を求めています。
- 人権を守るための連合の取り組み
 - ・就職差別、職場での人権侵害の撤廃に向けて
出身地や家庭環境、思想・信条といった事情で採用の合否が左右されたり、職場での処遇が決められるのは許されないことです。しかし現状は、部落出身者への差別や、性別を理由とした差別などが未だに深刻な問題となっています。労働組合である連合は、特に職場における差別と人権侵害の撤廃をはかる運動に全力で取り組んでいます。
 - ・人権侵害救済法（仮称）の成立をめざして
連合は、人権を守るための法律や、独立した人権救済機関の設置が不可欠であるとし、国や政治の場に訴え続けています。
 - ・部落差別が深く関わるえん罪事件の解決
証拠の改ざんや自白の強要などによる不当な罪に、長きにわたり苦しめられている人々がいます。そうした「えん罪事件」には、部落出身者への差別などが関係していることも多く、根絶には社会のあらゆる差別の撤廃が必要といえます。連合は、多くの労働組合や部落解放同盟とともに「部落解放中央共闘会議」に参加し、あらゆる差別や人権侵害をなくすための運動に取り組んでいます。

このように、労働組合が人権擁護に取り組むことは社会的な責務といえる。

また、市民の安心・安全を守り、市民福祉の向上に取り組むべき市職員で組織される市職労において

も人権擁護を運動の柱として活動していることは社会的な責務を果たしているといえる。

本レポートでは、市職労の人権擁護の取り組みをまとめる中で今後につながる取り組みを考察する。

2. 市職労の具体的な取り組み

(1) 独自の学習会の開催

組合員を対象とした市職労主催の学習会「ワンスリースタディ」において、人権・同和問題についての学習を深めることを目的に、大分市「差別をなくす運動月間」の毎年8月にあわせ、外部講師を招聘して学習会を開催している。直近11年間のテーマは下記のとおりとなる。開催にあたってはビラ等で広く組合員に周知するなかで、組合員の人権意識の高揚に努めている。

- ① 2012年8月
テーマ「狭山事件に見る部落差別問題と人権侵害」
- ② 2013年8月
テーマ「狭山事件と部落差別問題」
- ③ 2014年8月
テーマ「冤罪と部落差別問題」
- ④ 2015年8月
テーマ「狭山事件と部落差別問題」
- ⑤ 2016年8月
テーマ「昭和の歌謡史に見る部落差別問題」
- ⑥ 2017年8月
テーマ「狭山事件に見る部落差別問題と人権侵害」
- ⑦ 2018年8月
テーマ「狭山事件に見る部落差別問題と人権侵害」
- ⑧ 2019年8月
テーマ「結婚差別・最後の越えがたい壁」
- ⑨ 2020年8月
テーマ「私たち一人ひとりにできること」
- ⑩ 2021年8月
テーマ「差別の現実に学ぶ～部落差別をはじめあらゆる差別の解消にむけて～」
- ⑪ 2022年8月
テーマ「差別をなくすのは～部落差別をはじめあらゆる差別の解消にむけて～」

(2) 市当局に対する制度政策要求

市職労では市の当初予算編成期にあわせて、自治体予算に労働組合の考え方や政策を反映させるために当初予算要求を行っている。毎年、要求項目の中に「人権問題に関する要求」を盛り込む中で、労働組合として市当局に制度政策要求を行っている。直近7年間の要求内容及び市当局からの回答は下記のとおりとなっている。

要求内容については、その時々々の社会情勢に沿ったものとなっており、また、市当局の回答を受けての交渉においても、差別撤廃にむけて労使一体となって取り組むことが確認できている。

① 2017年度当初予算要求

○要求

部落差別解消推進法案の趣旨に沿って、各種施策を推進すること。また、「大分市人権教育・啓発基本計画」に基づいてその取り組みを積極的に推進するとともに、より充実した差別撤廃の啓発活動を講ずること。

○回答

今回成立した部落差別解消推進法の目的を踏まえ、部落差別の解消に向けた取組を推進していきたい。また、「大分市人権教育・啓発基本計画」に基づき、市長を本部長とする「人権教育・啓発推進本部」の下、全庁体制で人権教育・啓発の推進を図っており、社会情勢の変化や、複雑・多様化している人権問題に対応するため基本計画を2016（平成28）年度中に改定し、今後とも、あらゆる差別の撤廃に向け、より充実した人権施策の推進に努めていきたい。さらに、ホルトホール大分内に開設した「人権啓発センター」を人権教育・啓発の拠点施設として、人権学習会の開催や人権相談など、より市民に密着した活動の展開を図っていきたい。

② 2018年度当初予算要求

○要求

1. 「大分市人権教育・啓発基本計画」に基づいてその取り組みを積極的に推進するとともに、より充実した差別撤廃の啓発活動を講じること。
2. 「部落差別解消推進法」に基づき、各種施策を積極的に推進すること。

○回答

1. 2017（平成29）年3月に改訂した「大分市人権教育・啓発基本計画」に基づき、市長を本部長とする「人権教育・啓発推進本部」の下、全庁体制で人権教育・啓発の推進を図る中で、特に、基本計画に掲げた重要課題に対しては、専門部会を設け、それぞれの課題に対して、関わりの深い課等が啓発活動を行っており、今後とも、あらゆる差別の撤廃に向け、より充実した人権施策の推進に努めていきたい。また「人権啓発センター（ヒューレおおいた）」では、常設・特別展示によるパネル展示、小中学校等の受け入れによる体験学習、人権に関する図書・DVDの貸出し、人権相談など、より市民に密着した啓発活動の展開を図っていきたい。
2. 2016（平成28）年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」に関して、法が制定された背景や趣旨を踏まえ、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するために、国との適切な役割分担の下、相談体制の充実、教育、啓発などの諸施策を推進していきたい。

③ 2019年度当初予算要求

○要求

1. 「大分市人権教育・啓発基本計画」に基づいてその取り組みを積極的に推進するとともに、差別撤廃の啓発活動をより充実させること。
2. 「部落差別解消推進法」に基づき、各種施策を積極的に推進すること。

○回答

1. 2017（平成29）年3月に改訂した「大分市人権教育・啓発基本計画」に基づき、市長を本部長とする「人権教育・啓発推進本部」の下、全庁体制で人権教育・啓発の推進を図る中で、特に、基本計画に掲げた重要課題に対しては、専門部会を設け、それぞれの課題に対して、関わりの深い課等が啓発活動等を行っており、今後とも、あらゆる差別の撤廃に向け、より充実した人権施策の推進に努めていきたい。また「人権啓発センター（ヒューレおおいた）」では、常設・特別展示によるパネル展示、小中学校等の受け入れによる体験学習、人権に関する図書・DVDの貸出し、人権相談など、より市民に密着した啓発活動の展開を図っていきたい。
2. 2016（平成28）年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」に関して、法が制定された背景や趣旨を踏まえ、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するために、国との適切な役割分担の下、相談体制の充実、教育、啓発などの諸施策を推進していきたい。

④ 2020年度当初予算要求

○要求

1. 「大分市人権教育・啓発基本計画」に基づいて、その取り組みを積極的に推進するとともに、

障がい者やSOGIEに関わる差別、ヘイトスピーチなどあらゆる差別撤廃の啓発活動をより充実させること。

2. 「部落差別解消推進法」に基づき、各種施策を積極的に推進すること。

○回答

1. 2017（平成29）年3月に改訂した「大分市人権教育・啓発基本計画」に基づき、市長を本部長とする「人権教育・啓発推進本部」の下、全庁体制で人権教育・啓発の推進を図っており、特に、基本計画に掲げた重要課題に対して、専門部会を設け、それぞれの課題に対して、関わりの深い課等が啓発活動等を行うなど、今後とも、あらゆる差別の撤廃に向け、より充実した人権施策の推進に努めていきたい。また「人権啓発センター（ヒューレおおいた）」では、常設・特別展示によるパネル展示、小中学校等の受け入れによる体験学習、人権に関する図書・DVDの貸出し、人権相談など、より市民に密着した啓発活動の展開を図っていきたい。
2. 2016（平成28）年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」に関して、法が制定された背景や趣旨を踏まえ、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するために、国との適切な役割分担の下、相談体制の充実、教育、啓発などの諸施策を推進していきたい。

⑤ 2021年度当初予算要求

○要求

1. 「大分市人権教育・啓発基本計画」に基づいて、その取り組みを積極的に推進するとともに、障がい者やSOGIEに関わる差別、ヘイトスピーチ、そして新型コロナウイルス感染症に関連する感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する差別などあらゆる差別撤廃の啓発活動をより充実させること。
2. 「部落差別解消推進法」に基づき、各種施策を積極的に推進すること。

○回答

1. 2017（平成29）年3月に改訂した「大分市人権教育・啓発基本計画」に基づき、市長を本部長とする「人権教育・啓発推進本部」の下、全庁体制で人権教育・啓発の推進を図っており、特に、基本計画に掲げた重要課題に対して、専門部会を設け、それぞれの課題に対して、関わりの深い課等が啓発活動等を行ってきたところである。新型コロナウイルス感染症に関連する差別事象については、市民に対して不確かな情報に惑わされることなく冷静に行動するよう働きかけるため、市ホームページに啓発文の掲載を行うとともに、啓発用の大型ポスターを本庁や各支所等に掲示したほか、あらゆる機会を通して啓発チラシを配布するなど、コロナ差別防止に全庁体制で取り組んでいる。今後とも、あらゆる差別の撤廃に向け、より充実した人権施策の推進に努めていきたい。また「人権啓発センター（ヒューレおおいた）」では、常設・特別展示によるパネル展示、小中学校等の受け入れによる体験学習、人権に関する図書・DVDの貸出し、人権相談など、より市民に密着した啓発活動の展開を図っていきたい。
2. 2016（平成28）年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」に関して、法が制定された背景や趣旨を踏まえ、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するために、国との適切な役割分担の下、相談体制の充実、教育、啓発などの諸施策を推進していきたい。また、2020（令和2）年3月に「あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」を改正したところであり、さらなる施策の推進に努めていきたい。

⑥ 2022年度当初予算要求

○要求

1. 「大分市人権教育・啓発基本計画」に基づいて、その取り組みを積極的に推進するとともに、障がい者や性的少数者に関わる差別、ヘイトスピーチ、そして新型コロナウイルス感染症に関連する感染者・濃厚接触者、医療従事者に対する差別などあらゆる差別撤廃の啓発活動をより充実させること。

2. 「部落差別解消推進法」に基づき、各種施策を積極的に推進すること。

○回答

1. 2017（平成29）年3月に改訂した「大分市人権教育・啓発基本計画」に基づき、市長を本部長とする「人権教育・啓発推進本部」の下、全庁体制で人権教育・啓発の推進を図っており、特に、基本計画に掲げた重要課題に対して、専門部会を設け、それぞれの課題に対して、関わりの深い課等が啓発活動等を行ってきたところである。新型コロナウイルス感染症に関連する差別事象については、市民に対して不確かな情報に惑わされることなく冷静に行動するよう働きかけるため、市ホームページに啓発文の掲載を行うとともに、啓発用の大型ポスターを本庁や各支所等に掲示したほか、あらゆる機会を通して啓発チラシを配布するなど、コロナ差別防止に全庁体制で取り組んでいる。今後とも、あらゆる差別の撤廃に向け、より充実した人権施策の推進に努めていきたい。また「人権啓発センター（ヒューレおおいた）」では、常設・特別展示によるパネル展示、小中学校等の受け入れによる体験学習、人権に関する図書・DVDの貸出し、人権相談など、より市民に密着した人権教育・啓発活動の展開を図っていきたい。
2. 2016（平成28）年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」に関して、法が制定された背景や趣旨を踏まえ、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するために、国との適切な役割分担の下、相談体制の充実、教育、啓発などの諸施策を推進していきたい。また、2020（令和2）年3月に「あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」を改正したところであり、さらなる施策の推進に努めていきたい。

⑦ 2023年度当初予算要求

○要求

1. 「大分市人権教育・啓発基本計画」に基づいて、その取り組みを積極的に推進するとともに、障がい者や性的少数者に関わる差別、ヘイトスピーチ、そして新型コロナウイルス感染症に関連する感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する差別など、あらゆる差別を撤廃するための啓発活動をより充実させること。
2. 「部落差別解消推進法」に基づき、各種施策を積極的に推進すること。

○回答

1. 2017（平成29）年3月に改訂した「大分市人権教育・啓発基本計画」に基づき、市長を本部長とする「人権教育・啓発推進本部」の下、全庁体制で人権教育・啓発の推進を図っており、特に、基本計画に掲げた重要課題に対して、専門部会を設け、それぞれの課題に対して、関わりの深い課等が啓発活動等を行ってきたところである。新型コロナウイルス感染症に関連する差別事象については、市民に対して不確かな情報に惑わされることなく冷静に行動するよう働きかけるため、市ホームページに啓発文の掲載を行うとともに、啓発用の大型ポスターを本庁や各支所等に掲示したほか、あらゆる機会を通して啓発チラシを配布するなど、コロナ差別防止に全庁体制で取り組んでいる。今後とも、あらゆる差別の撤廃に向け、より充実した人権施策の推進に努めていきたい。また「人権啓発センター（ヒューレおおいた）」では、常設・特別展示によるパネル展示、小中学校等の受け入れによる体験学習、人権に関する図書・DVDの貸出し、人権相談など、より市民に密着した人権教育・啓発活動の展開を図っていきたい。
2. 2016（平成28）年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」に関して、法が制定された背景や趣旨を踏まえ、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するために、国との適切な役割分担の下、相談体制の充実、教育、啓発などの諸施策を推進していきたい。

(3) 各種署名活動や集会への参加

上部団体を通じて要請のある署名活動や集会、学習会等についても市職労として積極的に参加している。

3. 自治研活動を通じた取り組み

自治研活動（地方自治研究活動）とは、自らの仕事の問い直しを基本視点として、住民の立場に立った望ましい行政のあり方について、調査・研究を通じ追求していくものである。

市職労においても自治研の各部会を中心に調査・研究活動に取り組んでいるが、人権やワーク・ライフ・バランス等をテーマに調査・研究を行う部会として2010年に「人権・文化部会」が創設された。人権・文化部会では市職労主催の自治研活動報告会におけるレポート提出等に取り組んでいる。また、部落差別問題等をテーマに調査・研究を行う部会として2014年には「部落解放部会」が創設された。部落解放部会では、自治研活動報告会におけるレポート提出や市職労のワンスリースタディにおける講師や独自学習会等に取り組んでいる。

4. 今後に向けた取り組みの考察

（1）自治研活動によるさらなる制度・政策要求の推進

あらゆる差別の撤廃に向けた国や地方自治体への制度・政策面での働きかけについては、市職労の政策集団（シンクタンク）とも言うべき自治研の部会が、その時々求められる課題について市職労と連携して調査・研究を行い、その成果を市当局への制度・政策要求として繋げていくことが重要と考える。

（2）機会を捉えて市民への啓発を

内部での学習会の開催や市当局への制度・政策要求、各種集会参加による運動への連帯も重要な取り組みであるが、広く市民への啓発を行うこともまた労働組合として重要な取り組みではないかと考える。自治研の独自活動として行うのか、市職労単独で行うのか、市当局と連携して共同で行うのか、手法の検討は必要だが、市職労が主体的に市民への啓発を行うことも必要と考える。

5. おわりに

これまでも連合や自治労、国、地方公共団体を含め社会全体で、人権擁護の取り組みを推し進めているが、今もなお差別意識は存在し続けている。

性別、国籍、年齢を問わず、この世に生きるすべての人に「人間らしく生きる権利」は保障されなければならない、あらゆる人権侵害は許されないことである。

市民の安心・安全を守り、市民福祉の向上に努めるべき市職労と市当局が一体となって、今後もあらゆる差別の撤廃にむけた取り組みを粘り強く推し進めていくことが必要である。